

特定非営利活動法人外航利用運送事業者倶楽部

(NVOCC CLUB : Non Vessel Operating Common Carrier CLUB)

賛助会員入会規程

第1条(目的) この規程は、特定非営利活動法人外航利用運送事業者倶楽部(以後「倶楽部」という。)の定款第6条(会員の資格及び種別等)及び第7条(入会)の規定に基づき、賛助会員の入会について定める。

第2条(賛助会員) 本倶楽部の目的及び事業に賛同し、本倶楽部の発展を援助しようとする個人、法人又は法人でない団体は、定款に基づいて本倶楽部の賛助会員になることができる。

第3条(登録手続きと承認)

- 1 本倶楽部の賛助会員になることを希望する者は、所定の申込書を本倶楽部に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書が提出された場合、事務局は、理事会での確認に必要な申込者に関する情報を収集し、意見を付して理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会において内容を審議し、登録を確認された申込者に対しては、事務局よりその旨通知するとともに、登録手続き等に関する案内を行う。

第4条(年会費)

- 1 前条第3項の通知を受けた申込者は、定款附則に規定する賛助会員年会費を本倶楽部指定の方法で定められた期日までに納入しなければならない。
- 2 定められた期日までに前項の年会費の納入がない場合、前条第3項の理事会承認は取り消されるものとする。
- 3 申込者は、第1項の年会費を納入した時に、本倶楽部の賛助会員と認定される。事務局は申込者に認定の証として、当該会員をホームページ上に記載する。
- 4 第1項に規定する会費につき、既に納入された会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第5条(誓約) 本倶楽部の賛助会員になろうとする者は、定款第3条の目的に賛同し、事業活動に協力することを誓約しなければならない。

第6条(会員資格の継続)

- 1 定められた期日までに賛助会員の年会費を納入することにより、賛助会員の資格は、一会計年度(9月1日から8月末日)の期間継続するものとする。但し、期の途中の入会の場合は、入会月より年度末までとする。
- 2 事務局は、賛助会員に対して、年度末に翌年度の継続年会費の納入に関する案内を行うものとする。

第7条(会員資格の失効)

1 次のような事項のいずれかに該当する場合、賛助会員の資格を失うものとする。

(1)定められた期日までに、継続年会費の納付がない場合

(2)倶楽部の名誉を傷つける行為又はこの協会の目的に違反する行為があった場合

2 賛助会員が前項各号のいずれかに該当する場合、事務局の報告に基づいて理事会において資格失効に関する決議を行い、事務局は速やかに当該賛助会員に資格失効に関する案内を行う。

第8条(資格の返上)

1 賛助会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を本倶楽部に提出しなければならない。

2 前項に規定する退会届を受領した場合、事務局は理事会に報告しなければならない。

第9条(協議事項) この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条(規程の改廃) この規程の改廃は、理事会にて決議する。

第11条(反社会的勢力の排除)

1. 賛助会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業 (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6)その他前各号に準ずる者

2. 賛助会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為

(4)脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 賛助会員が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当倶楽部が当法人の賛助会員として不適切であると判断した場合には、当倶楽部は、当法人からの書面による通知により賛助会員資格を取消することができるものとする。本条による会員資格取消の場合、賛助会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

(附 則)

この規程は、特定非営利活動法人に関する法律に定める特定非営利活動法人の設立登記の日から施行する。